

令和元年5月7日
住宅局建築指導課

建築基準法違反(防火・避難関係規定等)及び違法設置昇降機に係る
フォローアップ調査について

建築基準法(防火・避難関係規定等)違反の疑いのある個室ビデオ店等や、違法設置の疑いのあると通報のあった昇降機について、平成30年10月31日時点における建築基準法への適合状況及び是正指導等の状況を調査し、取りまとめました。

○ 調査の概要

本調査は、建築基準法令違反の是正の促進等を目的として、法令違反があった建築物で過去に発生した事案に関連して、同種類別の建築物又は昇降機に関する建築基準法令への適合状況とその是正の状況を、平成20年度以降特定行政庁に依頼して実施しています。

○ 結果の概要(各事案の詳細は別添を参照)

<個室ビデオ店等>

違反を把握した物件は3,368件で、うち是正済みは2,386件
(是正率は67.7%(H29年)→70.8%となりました)

<未届の有料老人ホーム>

違反を把握した物件は637件で、うち是正済みは328件
(是正率は48.4%(H29年)→51.5%となりました)

<ホテル・旅館等>

違反を把握した物件は952件で、うち是正済みは400件
(是正率は39.9%(H29年)→42.0%となりました)

<病院・診療所>

(無確認増改築)違反を把握した物件は509件で、うち是正済みは299件。
(是正率は55.7%(H29年)→58.7%となりました)
(防火設備)違反を把握した物件は1,748件で、うち是正済みは1,358件
(是正率は76.0%(H29年)→77.6%となりました)

<違法設置昇降機>

違反を把握した昇降機は2,702台で、うち是正済み+使用停止中は2,010台
(是正済み又は使用停止の合計の率は73.3%(H29年)→74.4%となりました)

○ 国土交通省は、建築基準法に違反する個室ビデオ店等、未届の有料老人ホーム、ホテル・旅館等、病院・診療所及び違法設置昇降機について、所有者等に対する是正指導を徹底するよう、引き続き特定行政庁に要請してまいります。

(問い合わせ先)

国土交通省 住宅局 建築指導課 企画専門官 河合 (内線39-564)
係長 高橋 (内線39-525)
係長 矢吹 (内線39-576)
TEL: 03-5253-8111(代表) 03-5253-8513(夜間直通) FAX: 03-5253-1630